

【新型コロナウイルス感染防止対策】 宅地建物取引業等の閲覧所の再開について

閉鎖しておりました、下記閲覧所を、**令和2年5月18日(月)**から再開します。

ただし、当分の間は、閲覧所では同時閲覧は最大2人とし、一人あたり最大5件までの閲覧とさせていただきます。

(人数が多いと室外にてお待ちいただく場合がございます。)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- ・ 宅地建物取引業者名簿閲覧所
- ・ 不動産鑑定業者登録簿閲覧所
- ・ 不動産特定共同事業者名簿等閲覧所

【お願い】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、ご来室の際には、感染症対策にご協力をお願いします。